

建築物特定事業の実施までに関わる主体

対象地区：重点整備地区（§ 2 二十一）

要件：① 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設等）が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区
② 生活関連施設、生活関連経路（施設相互間の経路）についてバリアフリー化のための事業が特に必要と認められる地区 等

市町村による基本構想作成の発意

住民等からの基本構想の作成提案制度※（§ 27）

※ 市町村は、作成・変更について遅滞なく公表。作成等しない場合は理由を明示。

市町村が施設管理者等に協議（§ 25⑦）

市町村、施設管理者、利害関係者からなる協議会を設置※（§ 26）

※ 施設管理者に建物所有者が含まれる。

移動等円滑化基本構想：市町村が重点整備地区について作成（§ 25①②）

内容：① 重点整備地区のバリアフリー化に関する基本方針
② 重点整備地区の位置及び区域
③ 生活関連施設、生活関連経路とこれらのバリアフリー化に関する事項（将来像）
④ 生活関連施設、特定車両等のバリアフリー化のために実施すべき特定事業等
⑤ その他の関連する事項（面的整備事業での配慮事項、駐輪場の整備に関する事項等）

建物所有者等による建築物特定事業計画の策定※（§ 35）

内容：① 建築物特定事業を実施する特定建築物
② 建築物特定事業の内容
③ 建築物特定事業の実施予定期間、必要資金額・調達方法
④ その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

・ あらかじめ、関係する市町村及び施設管理者の意見を聴かなければならない。

※ 関係する市町村（又は都道府県）及び施設管理者に事業計画を送付しなければならない。

建物所有者等による建築物特定事業の実施※（§ 35）

① 特別特定建築物のバリアフリー化に関する事業
② 特定建築物における特定経路のバリアフリー化に関する事業

（§ 2 二十八）

支援措置

・ 補助事業（バリアフリー環境整備事業 国 1/3, 地方 1/3, 事業者 1/3）
・ 政策投資銀行等による融資

※ 命令に従わないで、事業を実施しない場合は、罰則の適用あり（100 万円以下の罰金）。